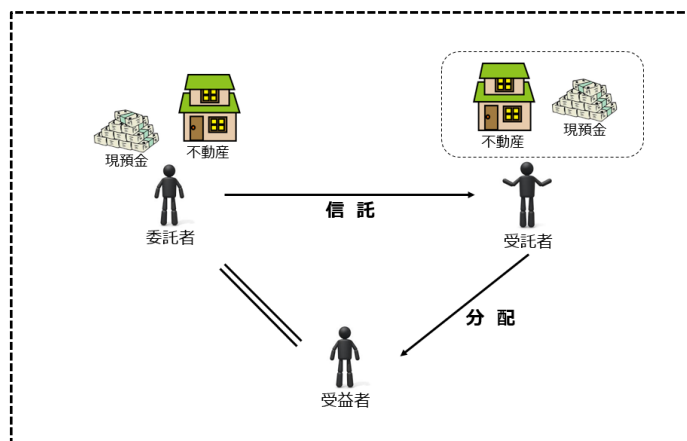


家族信託における留意点

超高齢化社会に突入したわが国では、近年、資産管理の方法のひとつとして「家族信託」が注目されています。「家族信託」とは、家族間で行う信託を指すようですが、大正 11 年に日本に初めて信託法が導入されて以降、商事信託を中心に発展を遂げてきた信託制度において、「家族信託」の利用に伴う民事信託の活用が期待されているところでもあります。しかし信託制度は、代理や委任など民法上における他の制度では達成することのできない法的効果を生じさせることができる特別な制度であるため、その利用には信託の十分な理解が求められます。そこで今回、家族信託を利用する際における留意事項につき、信託の簡単な説明と合わせてご紹介いたします。

○ 信託とは

信託とは、特定の者が一定の目的に従い、財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすることを言い（信託法2条1項）、これは例えば、委託者 S さんが、受益者 B さんの財産管理のため、受託者 T さんに S さんが所有している財産を譲渡すること等を言います。受託者 T さんは信託契約に従い、信託財産の管理を行い、信託財産から生じる収益を受益者 B さんに分配する責務を負います。信託設定に伴い、委託者 S さんから受託者 T さんへ財産（信託財産）の譲渡が行われますが、受託者 T さんは受益者 B さんのために、自身が有する財産とは別に信託財産を管理運用する義務を負います（＝分別管理義務）。そして信託財産の法的所有者は受託者 T さんとなりますが、T さんの債権者は信託財産を差押えることはできない（＝信託財産の独立性）、つまり財産権の法的所有者とその財産から生じる収益の受益者が異なるところに信託の特徴があります。



○ 受託者の責任

受託者 T さんは信託財産の法的所有者となります。そのため信託法は、受益者の最善の利益を図るため、受託者に対し、善管注意義務、忠実義務、公平義務、信託事務遂行事務、分別管理義務など数多くの義務と責任を課しています。これらの中には、任意規定とされるものもありますが、他者の財産を預かる受託者には大きな責任が課されていることは留意すべき点です。

○ 家族信託における留意事項

家族信託では、親を委託者兼受益者、子を受託者として信託設定がなされる場合があります。この場合、留意が必要なのは、親の有する財産を子に移転させたからといって、子は自身の財産と同様にその財産を管理処分することはできないということです。受託者である子には、上述した義務と責任が課されており、これらすべての義務を果たし、受益者の利益のために行動することが求められているのです。また遺留分を侵害することも認められておりません。信託は委託者の意思能力喪失に伴い終了することがないため、親の意思能力喪失に伴う財産移転の制限を避けるため、信託を活用するケースもあるようですが、その場合も信託設定時における委託者の意思が尊重されることに変わりはありません。

信託制度の正しい理解の下、財産管理制度としての信託の活用が進むことが今後ますます期待されます。